

「PPP／PFI手法導入優先的検討指針（案）」について

1 概要

行政改革推進計画における取組項目「②公民連携手法の検討」に基づき、公共施設等の整備等に当たって、従来方式（公設・公営）と比較して、公民連携手法（PFI方式など）を導入することが適切かどうかを検討するための基準を定めるものです。

2 公民連携の手法（PPP／PFI）について

(1) PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）

公（役所）と民（事業者）が連携し、公共サービスの提供を行う手法のことです。

江別市の場合、指定管理者制度（各公民館、市民会館などの管理手法）や、業務委託などで、すでに導入されている手法を含みます。

(2) PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：民間資金主導）

PPP（公民連携）手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理や運営などに、民間の資金とノウハウを活用する手法のことです。

民間事業者が公共施設（建物）を建築したうえで、公共サービスを提供し、公共（役所）が、その建築費を20年～30年にわたり「サービス使用料」として支払う形が一般的です。

※その他、別添資料（内閣府の資料）もご参照ください。

3 PPP／PFI手法導入優先的検討指針（案）について

(1) 検討方針（案）の内容

国の基準に準拠し、公共施設等の整備をする際に、PPPやPFIなどの公民連携手法の導入が適切かどうかを検討するための流れや、対象事業の基準などを定めるものです。

<主な内容>

- ・優先的検討を行う対象事業
- ・事業費の基準
- ・検討する場合の手順
- ・検討結果の公表方法

(2) PPP／PFI手法導入優先的検討方針（案）

資料（冊子）のとおり

(3) 行政改革推進計画（該当部分）

裏面のとおり

<行政改革推進計画から>

1.1 公民連携手法の検討

② 公民連携手法の検討

【取組内容】民間が持つノウハウを活用し、効率的でより良いサービスの提供などにつながるよう、公共施設等の建設、運営等に民間の資金や技術等を活用するPFIなどの公民連携手法について検討する。

【指標】

年度	初期値	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
指標 1	公民連携手法の検討					
	—	検討・実施	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■